那覇市旧介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

(平成29年3月8日福祉部長決裁) (平成30年8月1日福祉部長決裁)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 旧介護予防通所介護相当サービス
  - 第1節 基本方針(第5条)
  - 第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)
  - 第3節 設備に関する基準(第8条)
  - 第4節 運営に関する基準(第9条―第38条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第39条一第42条)
  - 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第43条―第46条)
- 第3章 通所型サービスA
  - 第1節 基本方針(第47条)
  - 第2節 人員に関する基準(第48条・第49条)
  - 第3節 設備に関する基準(第50条)
  - 第4節 運営に関する基準(第51条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第52条—54条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律123号。以下「法」という。) 第115条の45第1項第1号ロに規定する事業(以下「第1号通所事業」という。)のうち旧介護予防通所介護相当サービスに係る人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 旧介護予防通所介護相当サービス 第1号通所事業のうち介護保険 法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
  - (2) 通所型サービスA 第 1 号通所事業のうち省令第 140 条の 63 の 6 第 1 項第 2 号に規定する緩和した基準によるサービスをいう。

- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の 支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの規 定により算定された費用の額(当該額がサービス事業に要した費用の額 を超えるときは、サービス事業に要した費用の額とする。)をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者に支払われる場合 の当該第1号事業支給費に係る旧介護予防通所介護相当サービス及び 通所型サービスAをいう。
- (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準 該当介護予防サービスをいう。
- (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所に おいて常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業 所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(通所型サービス事業の一般原則)

- 第3条 通所型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 通所型サービス事業者は、通所型サービスの事業を運営するに当たっては、 地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他 の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなけれ ばならない。

(解釈及び運用)

第4条 この要綱の規定は、通所型サービス等に関する国の通知等において 示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用する ものとする。

第2章 旧介護予防通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第5条 旧介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 旧介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者(以下「旧介護予防 通所介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「旧 介護予防通所介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以 下この節から第5節までにおいて「旧介護予防通所介護相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 旧介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 人以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が 1 人以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該旧介 護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら 当該旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤 務している時間数の合計数を当該旧介護予防通所介護相当サービスを 提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除 して得た数が利用者(当該旧介護予防通所介護相当サービス事業者が 指定居宅サービス等基準条例第 100 条第 1 項に規定する指定通所介護 事業者又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型基準省 令」という。) 第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業 者(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、か つ、旧介護予防通所介護相当サービスの事業と指定居宅サービス等基 準条例第 99 条に規定する指定通所介護又は地域密着型基準省令第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」とい う。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における旧介護予防通所介護相当サービス又は 指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあっては 1 人以上、利用者の数が 15 人を超える場合 にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1人を加えた 数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1人以上
- 2 当該旧介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該旧介護予防 通所介護相当サービス事業所において同時に旧介護予防通所介護相当サー ビスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節か ら第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の

規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 人以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該旧介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の旧介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の旧介護予防通所介護相当サービスの単位は、旧介護予防通所介護 相当サービスであってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一 体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退 を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該旧介護予防通所介 護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 旧介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、旧介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第6項まで又は地域密着型基準省令第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該旧介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第8条 旧介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに旧介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の食堂、機能訓練室及び相談室の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室
    - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とす ること。
    - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその 提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実 施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とするこ とができる。
  - (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該旧介護予防通所介護相当サービスの事業 の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する旧介護予 防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(旧介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項の 設備を利用し、夜間及び深夜に旧介護予防通所介護相当サービス以外のサ ービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービス の提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 旧介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、旧介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項まで又は指定地域密着型基準省令第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、旧介護予防通所介護相当サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 旧介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と 利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通 信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 旧介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信 回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又 はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要 事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け ない旨の申出をする場合にあっては、旧介護予防通所介護相当サービス 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
  - (2) 磁気ディスク、CD—ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項 に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、旧介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に 規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込 者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容 を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち旧介護予防通所介護相当サービス事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、

当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく旧介護 予防通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該旧介護予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な旧介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の旧介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第12条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、旧介護予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第13条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第49号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第15条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントに沿ったサービスの提供)

第17条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画 (省令第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)又は 介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った旧 介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利

用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第19条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、当該旧介護予防通所介護相当サービスの提供日及び内容、その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

- 第20条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該旧介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用から当該旧介護予防通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない旧介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、旧介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、旧介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところに よるものとする。
- 5 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサー

ビスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該 サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ ならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第21条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、基準該当旧介護予防通 所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した旧介護 予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項 を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (利用者に関する市町村への通知)
- 第22条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに旧介護予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 旧介護予防通所介護相当サービス従業者は、現に旧介護予防通所介護相当サービスの提供を行っている場合において、利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

- 第 24 条 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、旧介護予防 通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び旧介護予防通所介護相当 サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 を一元的に行うものとする。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該旧介護予防通所 介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるた め必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第25条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 旧介護予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 旧介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第26条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な旧介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、旧介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該旧介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって旧介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第27条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて旧介 護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害そ の他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

- 第28条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、消火設備その他の非常 災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別 具体的な防災計画を立てなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時における関係機関 への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなけれ ばならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、常に施設と地域社会との連携 が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努 めなければならない。
- 4 旧介護予防通所介護相当サービス事業所は、非常災害に備えるため、定期 的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 旧介護予防通所介護相当サービス事業所は、非常用食料等の備蓄に努めな

ければならない。

(衛生管理等)

- 第29条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又 は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該旧介護予防通所介護相当 サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な 措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第30条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、旧介護予防通所介護相当サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第31条 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該旧介護予防通所介護相当 サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を 講じなければならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した旧介護予防通 所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切

- に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合 には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した旧介護予防通所介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 6 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会から の求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に 報告しなければならない。

(地域との連携)

第35条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した旧介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第36条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する旧介護 予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する旧介護予防通 所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、第8条第4項の旧介護予防通 所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、 第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。 (会計の区分)
- 第37条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、旧介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 (記録の整備)
- 第38条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及 び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する旧介護予防通 所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の 日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 旧介護予防通所介護相当サービス計画
  - (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第22条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (旧介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

- 第39条 旧介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する旧介護予防 通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医 師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の評価を行う際は、第三 者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最 大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなけれ

ばならない。

6 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(旧介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

- 第40条 旧介護予防通所介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本 方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする。
  - (1) 旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師 又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な 方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日 常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、旧介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した旧介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。
  - (3) 旧介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - (4) 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、旧介護予防通 所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者 又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (5) 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、旧介護予防通 所介護相当サービス計画を作成した際には、当該旧介護予防通所介護相 当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
  - (6) 旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、旧介護予防 通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要 な支援を行うものとする。
  - (7) 旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等 について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - (8) 旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の 進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
  - (9) 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、旧介護予防通

所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該旧介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (10) 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリング の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービ ス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業 者に報告しなければならない。
- (11) 旧介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリング の結果を踏まえ、必要に応じて旧介護予防通所介護相当サービス計画の 変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する旧介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

- 第41条 旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の 効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなけれ ばならない。
  - (1) 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第 30 条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、旧介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
  - (2) 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
  - (3) 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

- 第42条 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転 倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、 無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っている場合においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (従業者の員数)

第 43 条 基準該当介護予防サービスに該当する旧介護予防通所介護相当サービス又はこれに相当するサービス(以下「基準該当旧介護予防通所介護相当サービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「旧介護予防通所介護相当サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、 専ら当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護 職員が1人以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、 当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に 介護職員(専ら当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供に 当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当旧介護 予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単

位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当旧介護予防所介護相当サービス事業者が基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第 132 条第 1 項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当旧介護予防通所介護相当サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が 15 人までの場合にあっては 1 人以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1人以上
- 2 当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1人以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業者は、基準該当旧介護予防 通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用 を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同 じ。)を、常時1人以上当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスに従 事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの単位は、基準該当旧 介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に 1 人又は複数の 利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの事業と基準該当通所介護の 事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されて

いる場合については、指定居宅サービス等基準条例第 132 条第 1 項から第 5 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第44条 基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業所は、専らその職務 に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当旧介護予防 通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当旧 介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地 内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

- 第45条 基準該当旧介護予防通所介護相当サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所
    - ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを 有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗 じて得た面積以上とすること。
    - イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事 の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練 を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、 同一の場所とすることができる。
  - (2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えい しないよう配慮されていること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する 基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、こ の限りでない。
- 4 基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの事業と基準該当通所介護の 事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指 定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する設備 に関する基準をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみな すことができる。

(準用)

第46条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第19条、第21条、

第22条、第23条、第24条、第30条から第33条まで、第34条(第5項及び第6項を除く。)、第35条及び第37条並びに第1節、第4節(第20条第1項を除く。)及び前節の規定は、基準該当旧介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当旧介護予防通所介護相当サービス」と読み替えるものとする。

## 第3章 通所型サービスAの基準

第1節 基本方針

第47条 通所型サービスAは、 その利用者が可能な限りその居宅において、 自立した日常生活を営むことができるよう、必要な体操等の機能訓練等を 行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなけれ ばならない。

第2節 人員 に関する基準

(従事者の員数)

- 第48条 通所型サービスAを行う者(以下「指定通所型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。
- 2 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の 従事者を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならな い。
- 3 前2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、 他の通所型サービスAの単位の従事者として従事することができるものと する。
- 4 前3項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供 が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 指定通所型サービスA事業者が、通所介護、地域密着型通所介護又は旧介護予防通所介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と通所介護、地域密着型通所介護又は旧介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準等条例第99条第1項から第6項まで、地域密着型サービス等条例第59条の3第1項から第7項まで、旧介護予防サ

ービス等条例第97条第1項から第7項まで、又は第50条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## (管理者)

第49条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに 専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通 所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービ スA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設 等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第50条 指定通所型サービスA事業所には、機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定通所型サービスA事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定通所型サービスA事業者が、通所介護、地域密着型通所介護又は予防型通所介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と通所介護、地域密着型通所介護又は旧介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第101条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス条例第59条の5第1項から第3項まで、旧介護予防サービス等条例第99第1項から第3項まで、第52条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

- 第51条 指定通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供

に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所型サービスA計画
- (2) 第54条の規定において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第54条の規定において準用する第20条に規定する市への通知に係る 記録
- (4) 第54条の規定において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第54条の規定において準用する第34条第2項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスAの基本取扱方針)

- 第52条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業者に係る 業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよ う努めなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 6 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

- 第53条 通所型サービスAの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師から

- の情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した場合は、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画を作成した場合は、当該通所型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しや すいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した場合にあっては当該通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとし、通所型サービスA計画を作成していない場合にあってはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予

防支援事業者に報告するものとする。

- (10) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

(準用)

第54条 第9条から第37条まで、第41条及び第42条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合においてこれらの規定中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指定通所型サービスA事業者」と、「介護予防通所介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスA」と、「指定介護予防通所介護相当 サービス事業所」とあるのは「指定通所型サービスA事業所」と、第36条第4項中「第8条第4項」とあるのは「第50条第4項」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。